（削る）

（削る）

（削る）

３・４　（略）

４　前条ただし書に規定する改正規定による改正前の装置型式指定規則第五条の表第十五号の四下欄に掲げる第百五十四号（レベル一Ａに係る部分を除く。）に基づき行われた認定（軽油を燃料とする自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置に係るもの（令和五年九月三十日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和七年九月三十日までの間は、前条ただし書に規定する改正規定による改正後の装置型式指定規則第五条の表第十五号の四下欄に掲げる第百五十四号第二改訂版（レベル一Ａに係る部分を除く。）に基づき行われた認定とみなす。

５　旧規則第五条の表第十五号の四下欄に掲げる第百五十四号改訂版に基づき行われた認定（ガソリンを燃料とする自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置に係るもの（令和六年九月三十日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和八年九月三十日までの間は、新規則第五条の表第十五号の四下欄に掲げる第百五十四号第三改訂版に基づき行われた認定とみなす。

６　前条ただし書に規定する改正規定による改正前の装置型式指定規則第五条の表第十五号の四下欄に掲げる第百五十四号（レベル一Ａに係る部分を除く。）に基づき行われた認定（ガソリンを燃料とする自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置に係るもの（令和六年九月三十日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和八年九月三十日までの間は、前条ただし書に規定する改正規定による改正後の装置型式指定規則第五条の表第十五号の四下欄に掲げる第百五十四号第二改訂版（レベル一Ａに係る部分を除く。）に基づき行われた認定とみなす。

７・８　（略）